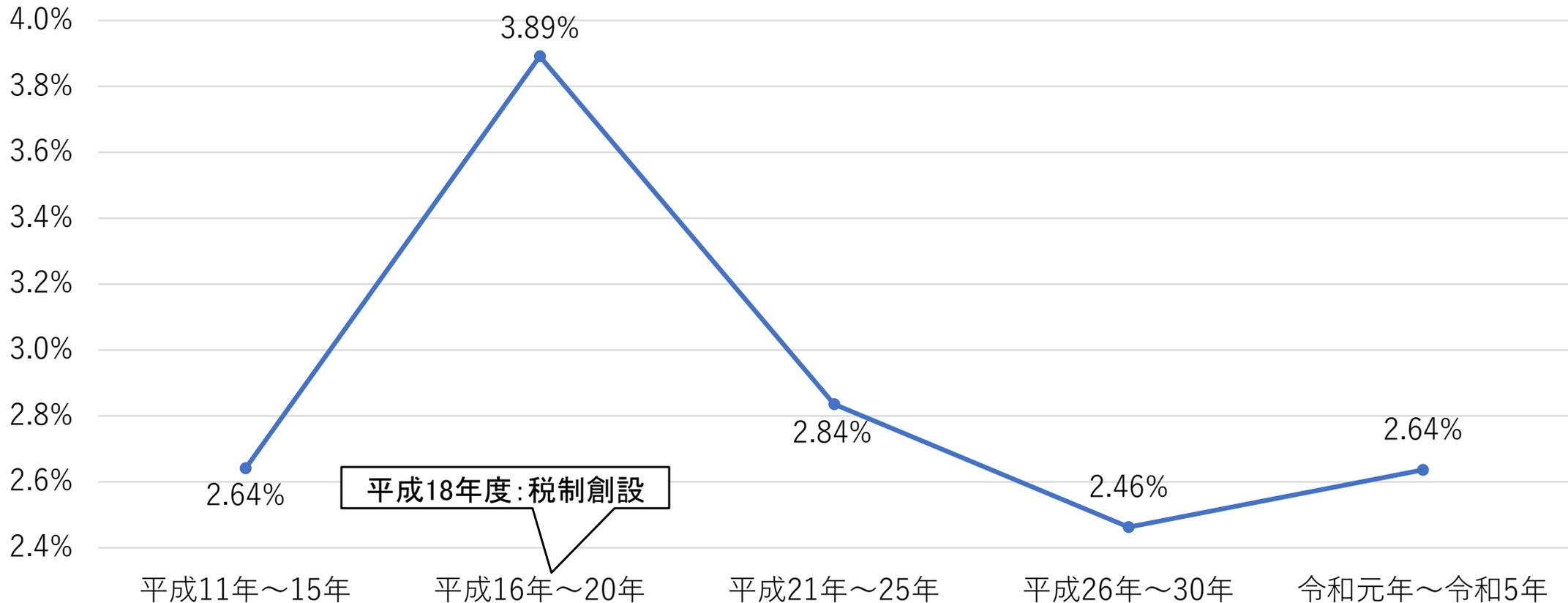


リフォーム促進税制に係るデータに基づく分析(追加分)

耐震改修税制の効果

- 旧耐震基準で建築された住宅(税制対象住宅)のうち持ち家数に対する耐震改修工事件数の割合は、税制創設(平成18年度)前後で増加している。
- 耐震改修については、補助・税制・融資により一体的に支援を行ってきているところ、税制も含めたこれらの支援制度が、当該割合の増加に寄与したものと考えられる。

【旧耐震基準で建築された住宅のうち持ち家数に対する耐震改修件数の割合】



※平成21年以降の減少傾向については、耐震基準に適合しない住宅の減少が影響していると考えられるほか、旧耐震基準で建築された住宅が除却により減少することによっても当該割合が増加する点には留意。

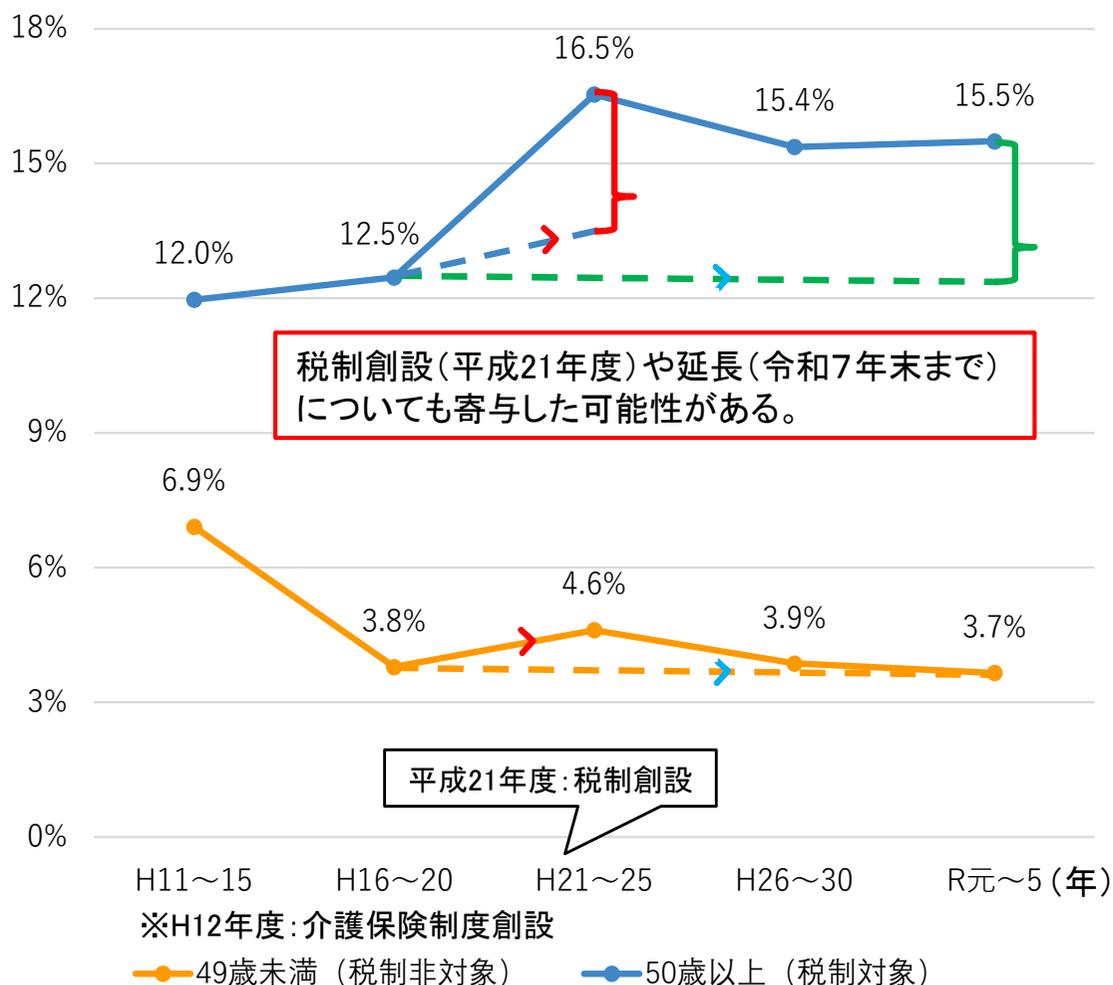
※データ制約により、対照群を設定することは困難

(総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省作成)

バリアフリーリフォーム税制の効果①

- 持ち家数に対するバリアフリーリフォーム件数の割合を、世帯主の年齢ごと／高齢者(65歳以上の者)の居住の有無ごとと比較すると、税制創設(平成21年度)前後及びその後の期間の両方において、税制対象である世帯主年齢50歳以上／高齢者の居住ありの方が増加率が大きい。
- バリアフリーリフォームについては、介護保険による住宅改修も含め、補助・税制・融資により一体的に支援を行ってきているところ、税制も含めたこれらの支援制度が、当該割合の増加に寄与したものと考えられる。

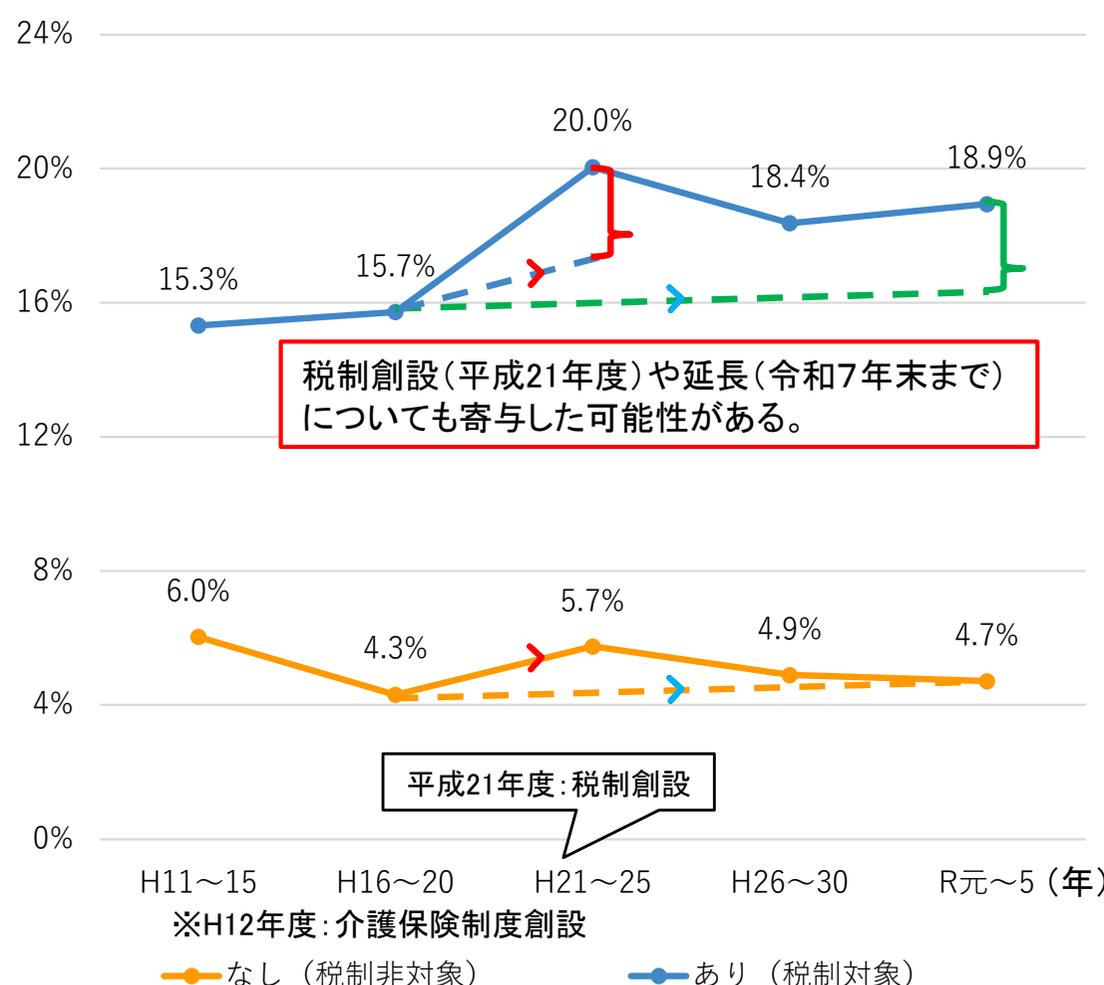
【世帯主の年齢ごとの持ち家数に対するバリアフリーリフォーム件数の割合】



税制創設(平成21年度)や延長(令和7年末まで)についても寄与した可能性がある。

平成21年度:税制創設

【高齢者(65歳以上の者)の居住の有無ごとの持ち家数に対するバリアフリーリフォーム件数の割合】



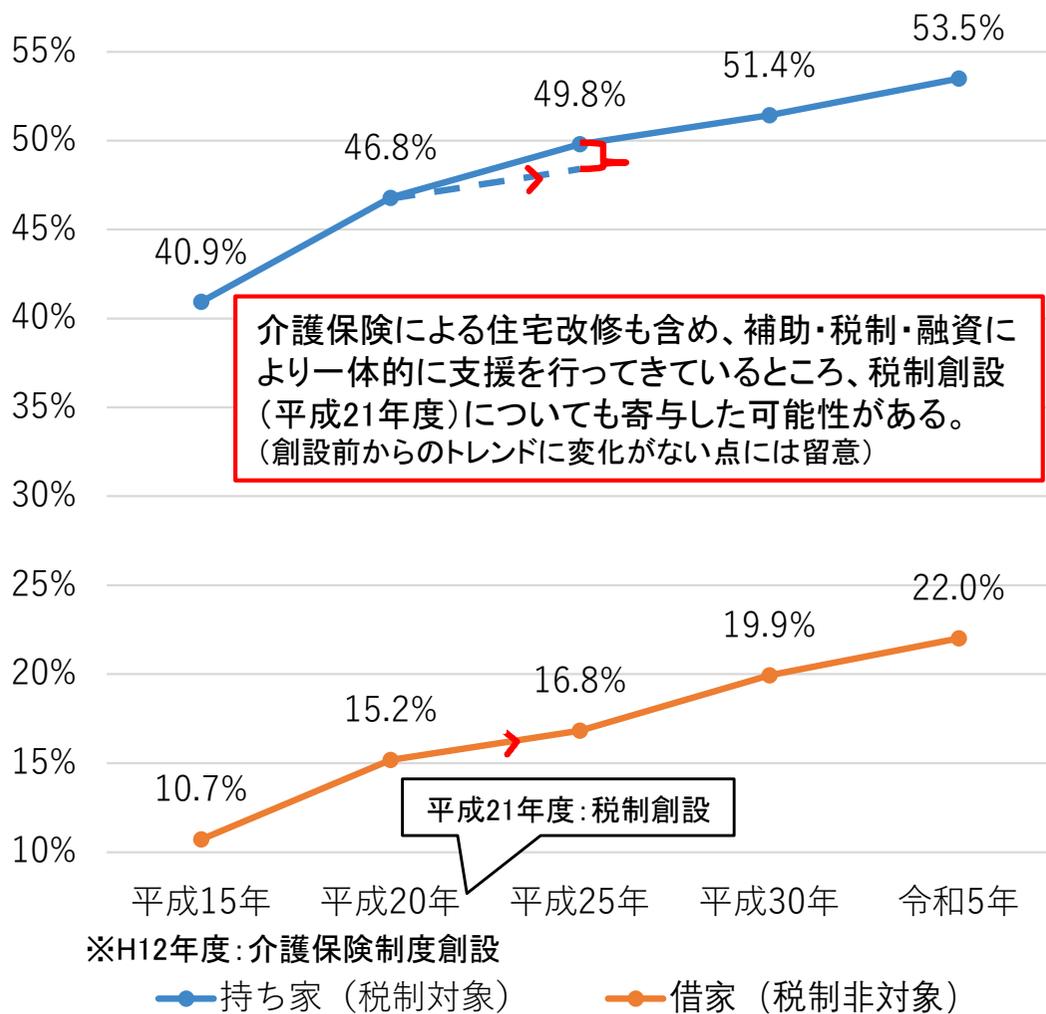
税制創設(平成21年度)や延長(令和7年末まで)についても寄与した可能性がある。

平成21年度:税制創設

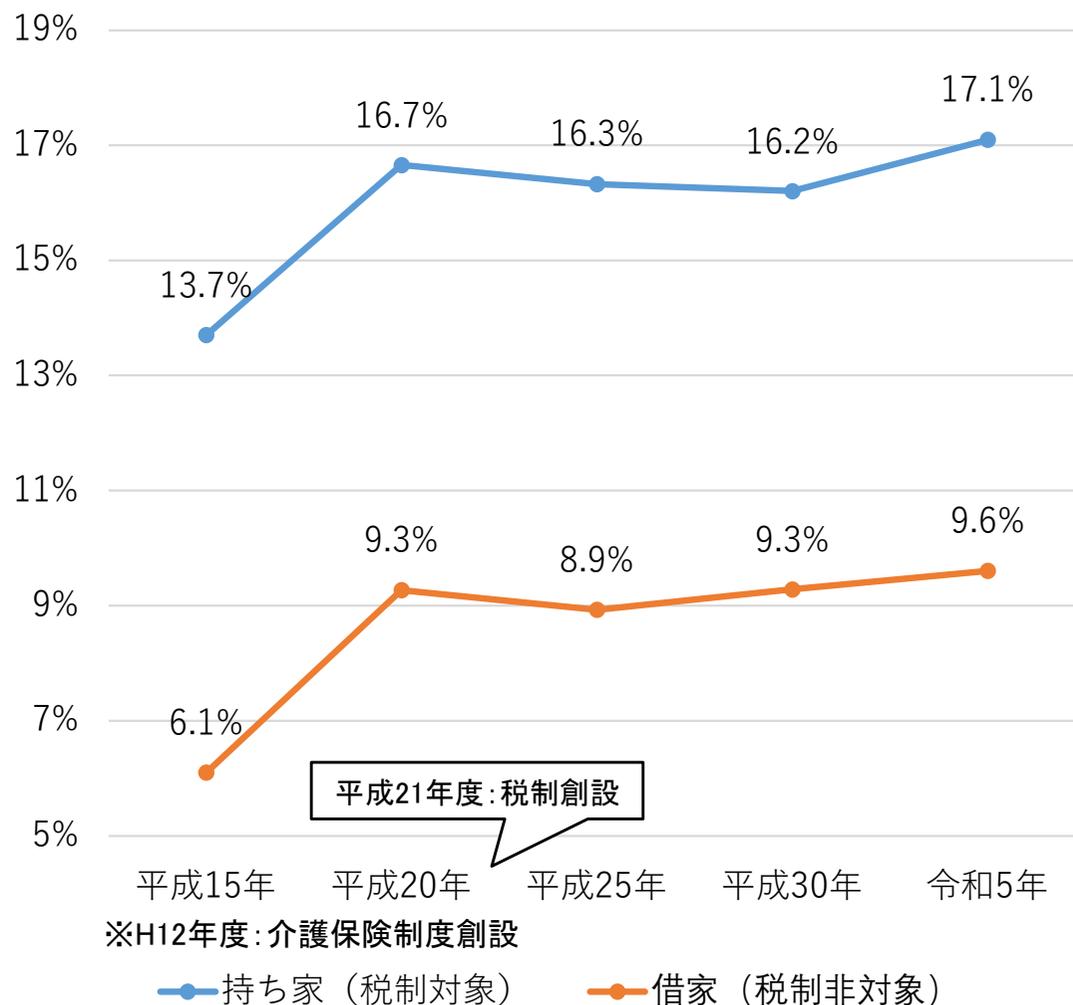
バリアフリーリフォーム税制の効果②

○ 平成12年以前に建築された住宅における手すりが設置された及び屋内に段差のない住宅の割合を、持ち家(税制対象)と借家(税制非対象)で比較すると、税制創設(平成21年度)前後で、手すりが設置された住宅については持ち家の方が増加率が大きいのに対し、屋内に段差のない住宅については有意な差は見られない。

【平成12年以前に建築された住宅の所有形態ごとの手すりが設置された住宅の割合】



【平成12年以前に建築された住宅の所有形態ごとの屋内に段差のない住宅の割合】

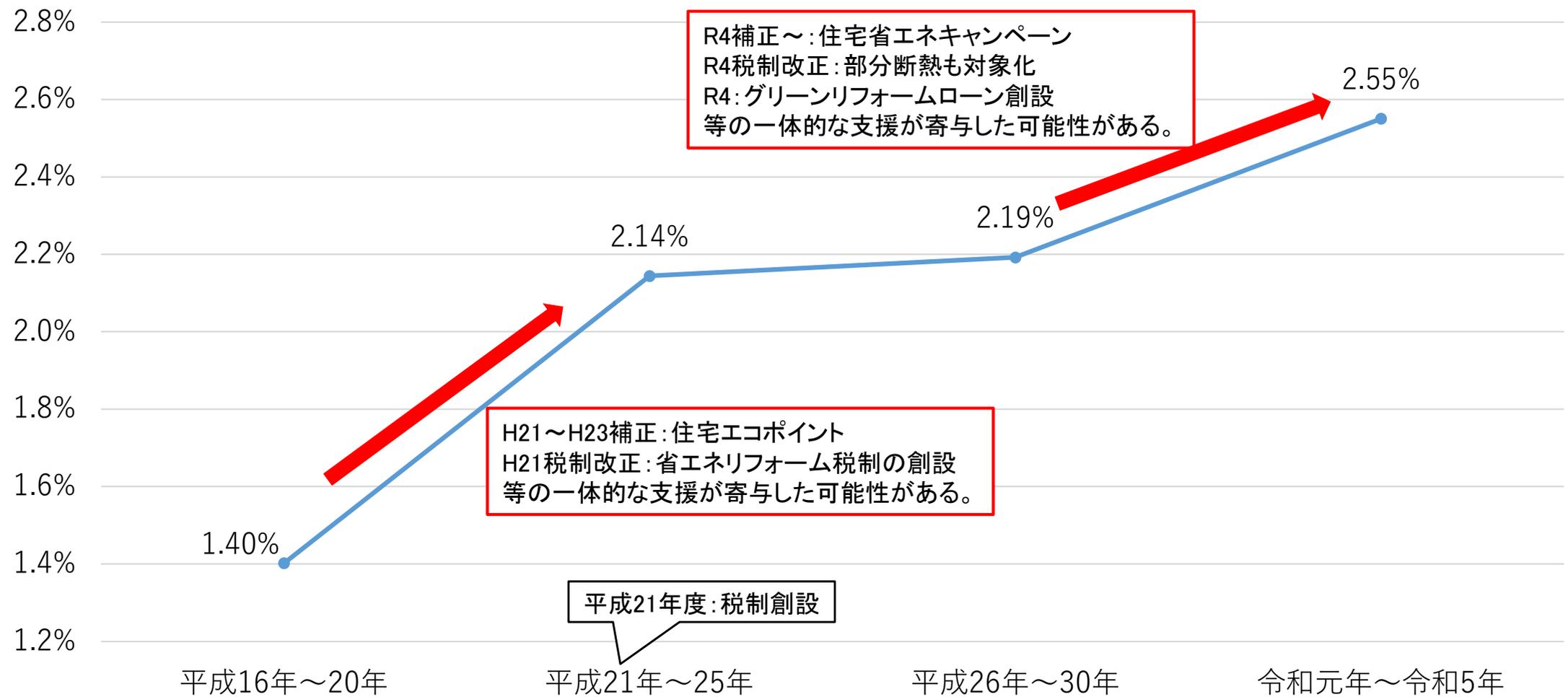


※手すりが設置されていない住宅や屋内に段差のある住宅が除却により減少することによって割合が増加する点には留意。

省エネルギーフォーム税制の効果①

- 持ち家数に対する窓・壁等の断熱・結露防止工事件数の割合は、税制創設(平成21年度)前後及びその後の期間の両方において増加している。
- 省エネルギーフォームについては、補助・税制・融資により一体的に支援を行ってきているところ、税制も含めたこれらの支援制度が、当該割合の増加に寄与しているものと考えられる。

【持ち家数に対する窓・壁等の断熱・結露防止工事件数の割合】

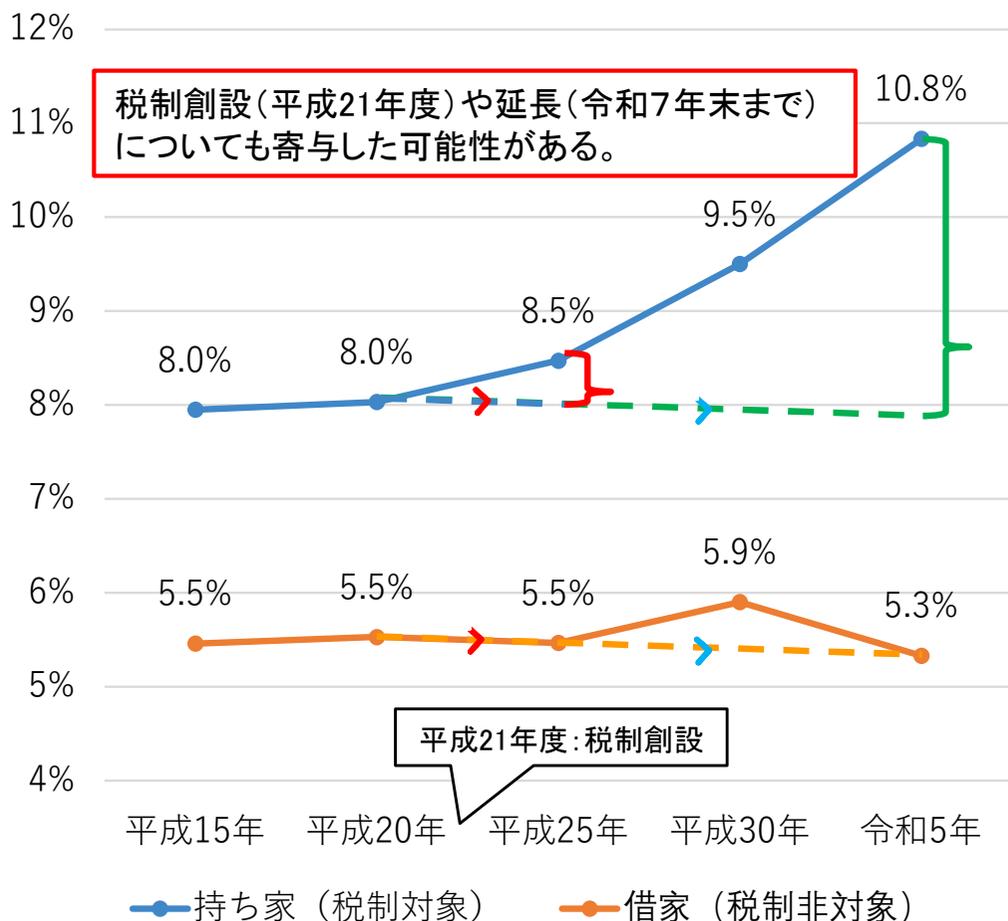


※データ制約により、対照群を設定することは困難

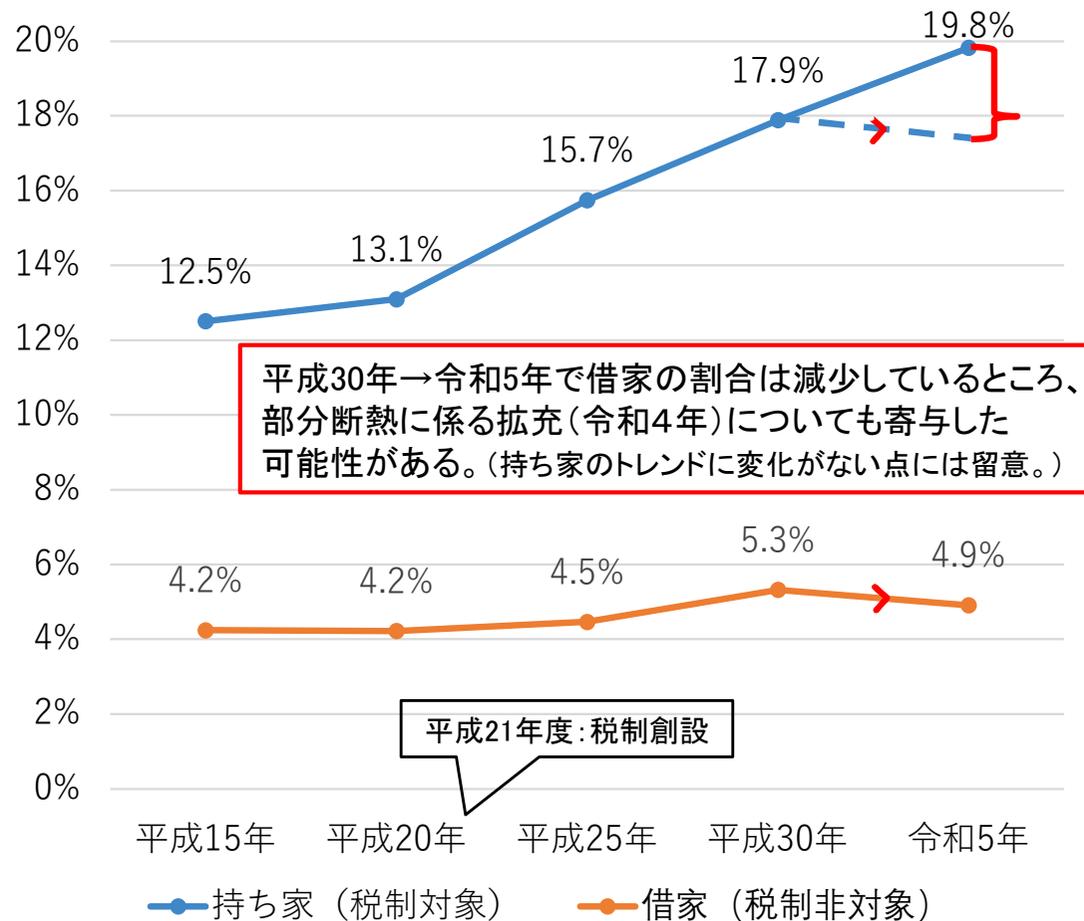
省エネルギー税制の効果②

- 平成12年以前に建築された住宅における全て／一部の窓が二重以上のサッシ又は複層ガラスである住宅の割合を、持ち家（税制対象）と借家（税制非対象）で比較すると、全ての窓については税制創設（平成21年度）前後及びその後の期間の両方において、一部の窓については部分断熱に係る拡充（令和4年）前後において、持ち家の方が増加率が大きい。
- 省エネルギーについては、補助・税制・融資により一体的に支援を行っているところ、税制も含めたこれらの支援制度が、当該割合の増加に寄与したものと考えられる。

【平成12年以前に建築された住宅の所有形態ごとの全ての窓が二重以上のサッシ又は複層ガラスである住宅の割合】



【平成12年以前に建築された住宅の所有形態ごとの一部の窓が二重以上のサッシ又は複層ガラスである住宅の割合】

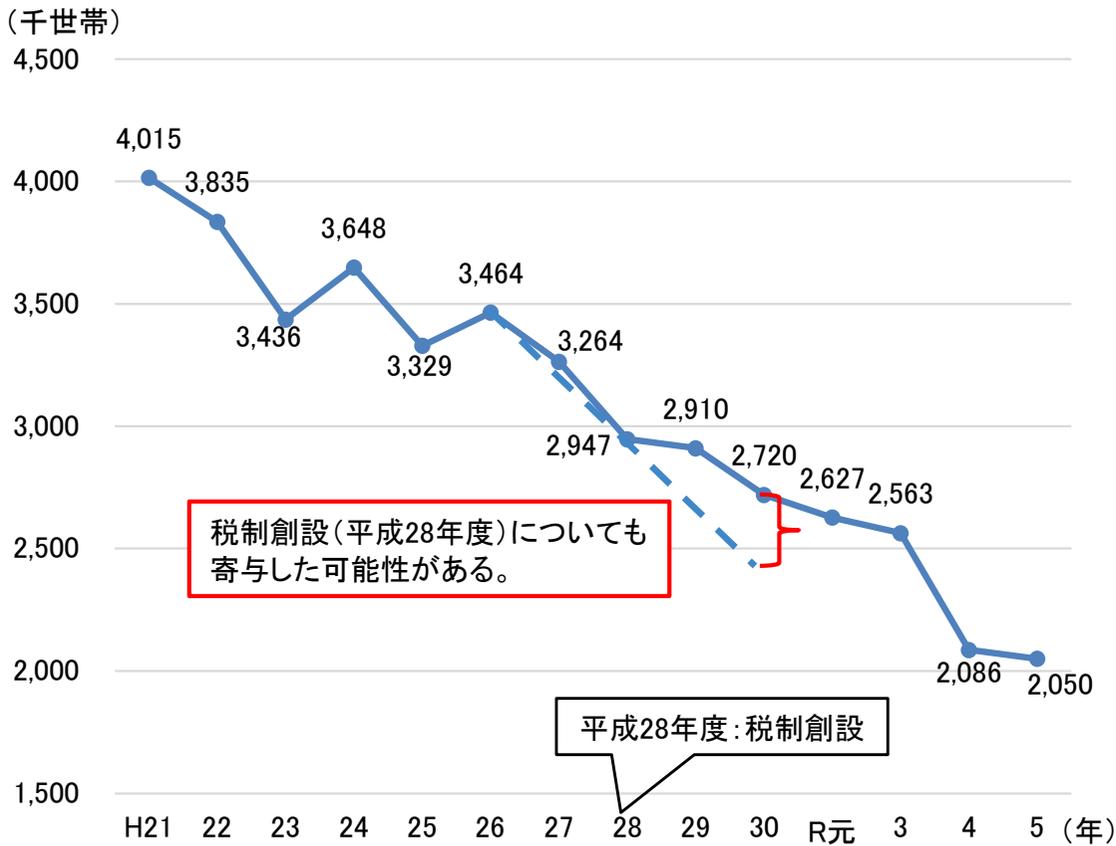


※全て／一部の窓が二重以上のサッシ又は複層ガラスでない住宅が除却により減少することによっても割合が増加する点には留意。

三世代同居リフォーム税制の効果

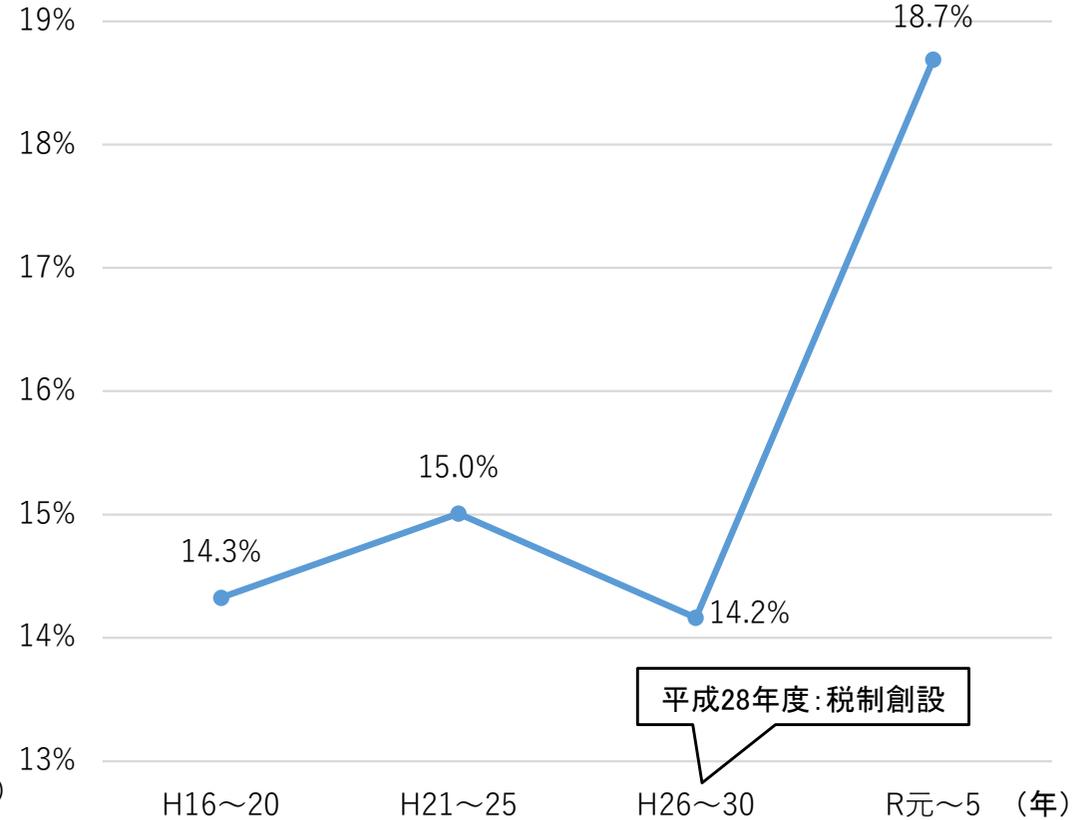
- 税制創設(平成28年度)前後で、三世代同居世帯数の減少傾向が緩和しているほか、三世代同居世帯における台所・トイレ・浴室・洗面所の改修件数の割合が上昇している。
- 三世代同居リフォームについては、補助・税制により一体的に支援を行っているところ、税制も含めたこれらの支援制度が、三世代同居を希望する者の希望実現や三世代同居世帯における当該割合の増加に寄与しているものと考えられる。

【三世代同居世帯数】



(厚生労働省「国民生活基礎調査」より国土交通省作成)

【三世代同居世帯における台所・トイレ・浴室・洗面所の改修件数の割合】



(総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省作成)

※国民生活基礎調査は毎年6月に行われるもの(令和2年は新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から中止)であり、平成28年度に創設した三世代同居リフォーム税制の効果は平成29年調査以降に発現するものと想定。

※夫婦、18歳未満の子ども及び65歳以上の高齢者で構成される世帯

※データ制約により、対照群を設定することは困難